

地域福祉会長 福祉推進員 ハンドブック

新型コロナウイルス感染症対策 Ver.



社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

目 次

地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまへ	1
1 社会福祉協議会とは	2
2 地域福祉とは	2
(1)地域福社会長とは	2
(2)福祉推進員とは	2
3 どうすれば地域福祉活動を始められる？再開できる？	3
(1)大切にしたい4つの「共通ルール」	3
(2)常に話し合いの場に立ち返ろう	4
(3)見守り活動をしよう	5
(4)集いの場を開催しよう	6
(5)地域の声をつなげよう	7
4 どんな活動をしているの？～つながりを続ける取り組み～	9
5 保険への加入について	10
6 助成金の活用について	10
7 引き継ぎについて	11

地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまへ

これまで涌谷町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では、住民主体の地域福祉活動の充実を図るため、地域住民の行動計画である第2次涌谷町地域福祉活動計画に基づき、地域の生活課題を解決する体制や環境づくり、地域福祉活動を地域福社会長・福祉推進員の皆様のご理解とご協力により進めてきました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とが距離をとり、接触する機会を減らすことが求められています。このことにより高齢者等の閉じこもりや社会的孤立・心身状態の悪化などが心配されています。こうした状況を防ぐためにも、つながりが途切れることなくお互いを気にかけて、支えあうための工夫や取り組みが求められています。

本ハンドブックは、地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまが、しばらくの間、感染予防に留意しながらの活動を行っていく上での一助となるよう活動の手引きとしてまとめたものです。`こうすれば絶対にうまくいく、`という方法が記載されているものではありませんが、決して無理をせず、段階的かつ柔軟な活動を行っていただきたく、社協として支援して参りますので、これからの活動にお役立ていただければ幸いです。

「地域福祉活動」とは、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくるために、地域住民や社協、行政などが互いに協力し合い、地域の福祉課題を解決していく活動を言います。

今後に向けて必要なことを、できることから考えていきましょう。

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(通称:社協)は住民のみなさんを会員とし社会福祉のために活動する社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。

その活動は、豊かな地域社会づくりをめざし、住民主体を活動の基盤とした地域福祉活動、ボランティア活動の推進、福祉の啓発活動などです。

社協は地域のみなさんを始め、関係機関・団体と一緒に考え、協力し合って地域福祉活動をすすめています。

また、涌谷町社協は介護保険や障害者自立支援法の事業者としてデイサービスや特別養護老人ホーム等の介護サービス事業の経営を行っています。



2 地域福祉会とは

地域福祉会は、社協の円滑な運営を図るため、地域福祉活動を推進することを目的に各行政区に設置しています。地域福祉会長と福祉推進員で構成し、その任期はそれぞれ 2 年です。地域福祉会長と福祉推進員の役割は以下のとおりです。

(1)地域福祉会長とは

地域福祉会長は、会員の中から社会福祉活動に関心と熱意を有する方を行政区ごとに社協会長が委嘱します。

地域福祉会長は、各行政区において、福祉推進員のリーダーとして地域福祉活動をすすめます。

(2)福祉推進員とは

地域福祉会長と同様に社協会長の委嘱を受け、社協が実施する地域福祉事業への協力を通じて、それぞれの地域(行政区)における福祉活動の担い手となります。その業務は以下のとおりとなります。

- ①社協の連絡事項等を地域住民に伝え、広げていただくこと。
- ②地域内の関係者と協力し、常に実情を把握し、課題解決のための福祉活動の推進に努めること。
- ③社協の行う社会福祉事業に協力し、地域住民の福祉を高める運動に努め、主体的に地域福祉活動を行うこと。
- ④社協の会費集金への協力に関すること。

福祉推進員の人数は概ね 20 世帯に 1 人の割合を推奨していますが、行政区によって異なります。町内全域では 266 名(約 23 世帯に 1 名)、1 行政区あたり約 6.8 名の福祉推進員の皆さまにご活躍をいただいています。(令和 3 年 4 月 1 日現在)



3 どうすれば地域福祉活動を始められる？再開できる？

委嘱されてすぐに社協から「感染状況が収束していない中でも工夫して活動をしている地区はあります。」と言われたが、「万一、活動をしていて感染者が出たら…」「何から始めれば良いのか…」と悩むことは多いかと思います。



ここでは、(1)大切にしたい4つの「共通ルール」、(2)常に話し合いの場に立ち返ろう、(3)見守り活動をしよう、(4)集いの場を開催しよう、(5)地域の声をつなげよう、という5項目についてご紹介します。

本ハンドブック内では地域福祉活動として、「見守り活動(訪問活動、ながら見守りなど)」や「集いの場(お茶っこ飲み会、運動広場、世代間交流など)」を中心に記載していますが、ちょっとした生活のお手伝い(ゴミ出し、雪かきなど)や地区オリジナルの活動など地域課題を解決していく全ての活動が「地域福祉活動」です。

(1)大切にしたい4つの「共通ルール」

感染予防のため、どんな活動においても地域福祉会長・福祉推進員、参加者に共通して守っていただきたい4つのお願いです。

1

健康管理

- ❖ 37.5℃以上や平熱より1℃高い場合、風邪症状がある場合等は活動への参加を見合わせましょう



2

マスクの着用

- ❖ 会話する時は必ず、風邪症状がなくても着用しましょう



3

手洗い・手指の消毒

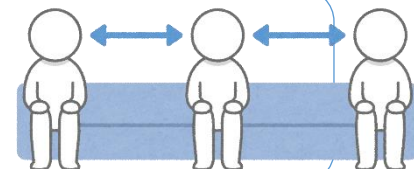
- ❖ 活動前後や活動中、石けんとアルコール等での手指消毒を徹底しましょう



4

距離の確保 ☆心の距離は近づけましょう☆

- ❖ 最低でも1mの接触しない対人距離を空けましょう



☆参加者の記録をつけましょう☆

全ての活動において参加者の記録があると、もしもの時に役立ちます。

健康記録表(例)

団体名 _____ 活動日 _____ 活動場所 _____

	参加者氏名	体温	症状		連絡先
			なし	あり	
1		℃		咳・のどの痛み・鼻水 その他()	
2				咳・のどの痛み・鼻水	



(2)常に話し合いの場に立ち返ろう

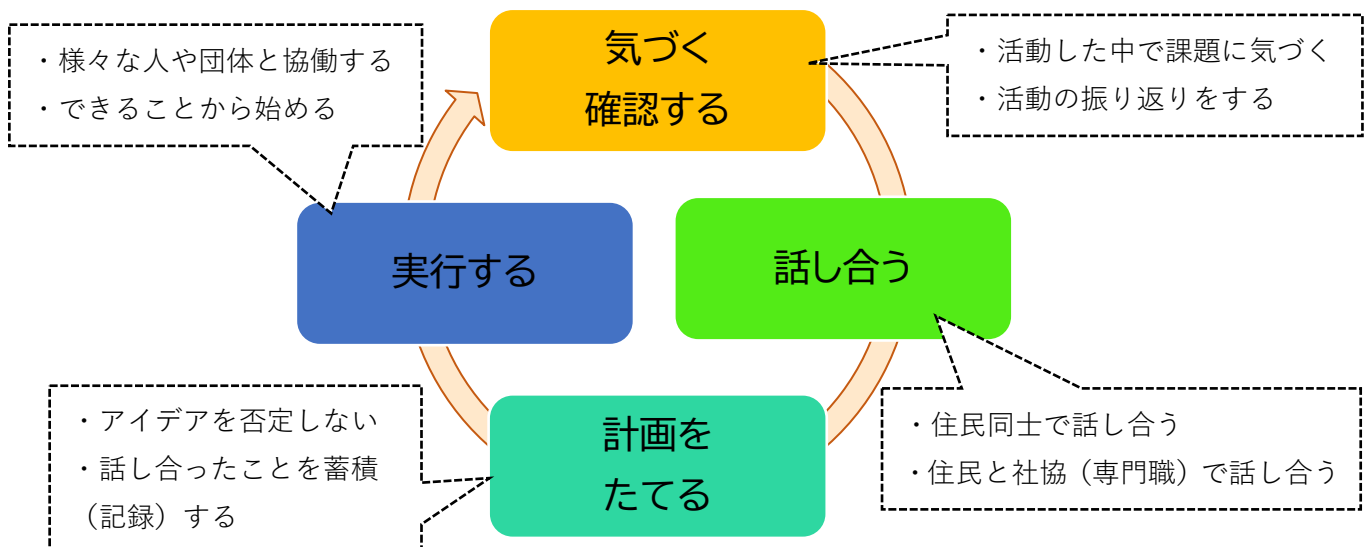
こんな時こそ、「本来の活動の目的はなにか?」「課題を解決する良い方法はないか?」みんなでき知恵を出し合い、納得して進めるため、話し合いの場を大切にしていきましょう。

①地域福祉社会での話し合い

地域の感染状況、要支援者(気になる方など)の生活状況、活動を行う上での不安などについてよく話し合い「今できること、必要なこと」から考えていきましょう。地域福祉社会が不安を抱えたままの活動では負担感が増し、継続することが難しくなる可能性があります。感染リスクの低い活動(見守りや屋外での活動等)から始め、振り返りをしながら進めていくことが大切です。

②地域の関係者との検討

感染予防に留意しながらの活動実施・再開であっても、地域の関係者の中には様々な意見があると考えます。自治会長や行政区長、民生委員児童委員等と情報を共有し、活動への理解を得ましょう。



(3)見守り活動をしよう

地域住民による見守り活動は「お互い様」の気持ちで行う地域のつながり合い活動です。隣近所で気にかけて合うことは、日々の生活に不安を抱えた人にとって、ここにも構わない、気にかけてくれる人がいる、という「安心」をもたらします。その活動を地域福祉だけでなく、民生委員児童委員や自治会などと協力しながら行うことが、いつでも誰かに声をかけられる地域づくりに繋がります。

訪問活動をする際は、感染予防のため、活動者だけでなく訪問先の見守り対象者(要支援者・気になる方等)にも感染症予防についての声かけもしましょう。



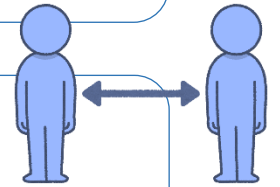
対面活動は原則 15 分以内

❖ 訪問先の方と対面する際は、対人距離の確保はもちろん、原則 15 分以内（相手が



スペースに合わせた人数

❖ 自宅の環境や活動場所に合わせて、密にならない活動人数の制限をお願いします



1 軒ごとに消毒

❖ 1 日に複数件の活動をするときは、1 軒ごとに手指の消毒を行きましょう



☆支えあい 〰さいかい(再開・再開)、支援セット貸し出します☆

地域での話し合いを行ったが、「活動を始めたくても必要な資材(非接触式の体温計や手指消毒用のアルコール、健康管理表など)が準備できない…」という方のために、活動を 〰再開、して地域の皆さんと 〰再会、できるお手伝いをするための支援セットを社協で貸し出しています。詳しくはお問い合わせください。

(☎0229-43-6661)



(4)集いの場を開催しよう

地域住民が集いの場で交わることによって、つながりや助け合いが生まれます。また、集いの場づくりを考える過程で、地域の中にある様々な生活課題に向き合う機会にもなります。

お茶っこ飲み会など人が集まる活動を開催する際には活動者だけでなく、参加者にも可能な限り感染予防の協力を呼びかけましょう。



定期的な換気

❖ 30分に1回を目安として、2方向の窓や扉を同時に開け、定期的な換気に努めましょう。



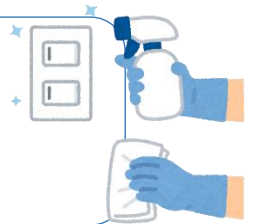
人数の制限

❖ 会場の定員の約半数を目安に参加人数を制限し、対人距離の確保・密を避けましょう。



共有するものの消毒

❖ 複数の人が触れる場所は適宜消毒しましょう。



熱中症の予防

❖ 夏は熱中症を予防するため、参加者の様子をよく観察し、定期的な水分補給を徹底しましょう。



【集団での飲食について】

他の活動と比べて感染リスクが高くなります。飲食を伴う活動は控えるほうが安全です。やむを得ず行う場合は、手作りや大皿での提供を避けて調理済みの弁当を提供するなどし、飲食中は参加者・スタッフともに会話は控えましょう。

☆集会所にあった集いの場をご提案します☆

地域ごとに集会所の広さや設備は異なります。社協の生活支援コーディネーターがおススメの会場レイアウトやイベントの内容、感染予防対策を地域の集会所等までお邪魔してご提案します。社協までお声がけください。



(5)地域の声をつなげよう

見守り活動や集いの場の運営を行う中で、地域(特に要支援者)との関わりは増え、信頼関係が築かれていくなかで、様々な地域の実情やそれぞれの生活課題(ゴミ捨てができない、買い物に行けない、生活費が足りないなど)を見聞きすることがあります。それらは意識しないしていると「日常会話」ですが、実際は**地域の中に潜在化している「相談(地域の声)」**です。

地域福祉会長・福祉推進員の皆さんは「相談」や「気づき」を抱え込んで一人で悩むのではなく、下の例を参考に地域内の関係者(行政区長、民生委員児童委員等)、関係機関(社協等)につないでいただき、一緒に考える機会をつくっていきましょう。



【例えば…①】



福祉推進員

Aさん、近頃見かけないので、家に行ってみたらポストに郵便物がたまっています…。

わかりました。民生委員と一緒に見に行ってみます。



地域福祉会長

○福祉推進員が見守り活動を行う中で、Aさんという男性の方を気にかけて訪問したところ、自宅のポストに郵便物がたまっていた。違和感を覚えたため、地域福祉会長に相談したという事例です。

その後、地域福祉会長は民生委員児童委員と共にAさん宅へ訪問し、状況によっては町福祉課や社協、関係者と連携しながら、Aさんへの支援を行っていくことになります。

ここがポイント！

町福祉課や社協等に相談し、専門職による支援が行われていく場合にも、地域での見守り活動を続けていくことが重要です。

福祉推進員から相談を受けた地域福祉会長は、その後の経過を福祉推進員と共有していく必要があります。また、状況によっては他の福祉推進員と共有することや、行政区長や近隣住民に見守りの協力を求めていくことも考えていかなければなりません。

そのような場合には、社協の職員までご相談いただければ具体的な見守りの方法等をご紹介します。

【例えば…②】



地域住民

生活が苦しいが、誰にも相談できなくて悩んでいる。困りごとが多すぎて誰に話しているのか…。

そうなのですか。大変ですね。一緒に民生委員や社会福祉協議会に相談してみませんか。



地域福祉社会長

○地域福祉社会長が活動をする中で、地域住民から生活に関する相談を受けた事例です。

その後、地域住民の方は紹介された民生委員児童委員(地域の身近な相談役)と社協、自立相談支援センターの支援を受けることになります。

ここがポイント！

最も大切なことは、地域住民の方の相談・思いに寄り添うことです。相談をしてくれた方は恐らく不安な中で話をしてくれています。まずはゆっくりと話を聞いていただきますようお願いいたします。

【例えば…③】



地域住民

近所のBさん、ゴミ捨てができないようで庭先に袋が溜まってきていて…。

教えていただきありがとうございます。今度、地域福祉会で集まりがあるので、地域福祉社会長に相談してみます。



福祉推進員

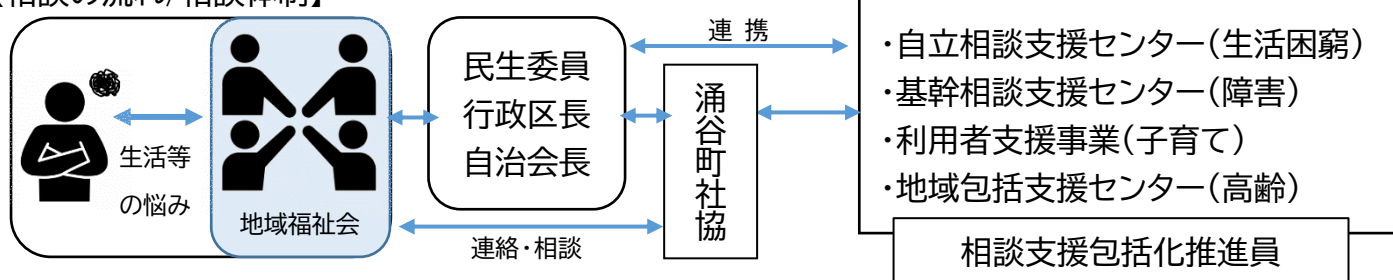
○地域住民の方から福祉推進員がご近所さんの困りごとについて相談を受けた事例です。

その後、福祉推進員は地域福祉社会長等と相談し、社協の職員と打ち合わせをしながら、地域としてゴミ捨ての問題について考えていくことになります。

ここがポイント！

Bさんの困りごとを、Bさんだけの問題として考えるのではなく、地域の課題として考えていくことが大切です。社協の職員を上手く活用しながら地域づくりに取り組むことが大切です。

【相談の流れ/相談体制】



4 どんな活動をしているの？～つながり続ける取り組み～

厚生労働省の調査によると、新型コロナウイルス感染症影響下では、影響前と比べて高齢者の外出機会は約20%減少し、認知機能の低下やうつに関する項目の該当者が約5%増加している傾向がみられるとしています。

このような状況下でも地域の関係者で話し合いを重ね、予防策をとりながらつながり続けるため活動している地区が多くあります。一部ですが、活動の様子をご紹介します。

見守り訪問



【短台区/敬老会配付】

例年は会館に敬老会対象者を集め、手作り弁当でおもてなしをしているがコロナの影響で各家庭へ配達をした。弁当は衛生面から「みうらの弁当」。

集会所に入る前後にはアルコール(社協)で消毒の徹底。配達後の井戸端会議時にはテーブルを一列にし、向かい合わない工夫した。

【下町区/花壇整備】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために広く周知はせず、看板にチラシを貼り出した程度だったが、多くの方が集まった。

作業終了後は何名かの方が残り、外にブルーシートを敷き、交流を楽しんだ。

屋外での集い



屋内での集い



【9の1区/芸術の秋まつり】

敬老記念品として色鉛筆とめりえを配付し、皆さんが仕上げた作品を集め、集会所で展示しました。数日間に渡り、時間を決めて集会所を解放し、自由に出入りできるようにしたことで、多くの方が鑑賞のために訪れました。



☆社協だより(隔月発行)をご覧ください☆

地域での活動を社協だよりやホームページ、Facebookなどで発信しています。新型コロナウイルス感染症影響下での活動も紹介していますので、ご覧ください。

5 保険への加入について

地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまは自動的に「ボランティア活動保険」に加入していただいています。そのため、活動をしているときに万一怪我などをされた場合や新型コロナウイルス感染症等の特定感染症に罹患した場合も補償されることがありますので、涌谷町社協まで必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。(条件により補償の対象にならない場合もあります。)

その他、ボランティア保険には、集いの場(お茶っこ飲み会など)に参加された方が怪我をされた場合等に備えて加入することのできる「ボランティア・福祉活動行事保険」があります。詳しくは、社協にパンフレットを準備しておりますので、お気軽にご相談ください。

6 助成金の活用について

地域福祉活動を推進するためには、様々な工夫を凝らしても経費が掛かります。時にはそれが活動の障壁になることもあります。参加者からも費用の負担をいただくということも必要であり、社協や赤い羽根共同募金(社協が事務局をしています)などの助成金を活用していくことも大切です。ここでは「地域福祉活動費助成(涌谷町社協)」について紹介します。

地域福祉活動費助成(概要) ※令和3年度時点の内容になります。

【目的】各行政区へ助成を行なうことにより、活発な地域福祉活動が展開できるよう支援し、もって地域福祉の推進を図る。

【対象】町内における各行政区の地域福社会

【助成額】基本額+各種加算=助成額(1,000円未満の端数は1,000円に繰り上げ)

項目	金額	備考
基本額	17,000円	-
世帯数加算(一般・賛助)	50円	会員数×50円
事業加算	1,500円	8回を上限
打ち合わせ加算	500円	6回を上限
見守り活動加算	3,000円	月1回以上組織的に行われている見守り活動 他

【申請】助成金の申請者は、「地域福祉活動費助成申請書」に必要事項を記載し、所定の期日までに社協会長に申請する。

【審査及び決定】社協会長は申請があった場合は速やかに審査し、事業が適当と認めた場合は地域福祉活動費を交付する。

【実施報告】事業が終了する毎に終了日から2週間以内に「地域福祉活動実施報告書」にレシート、写真等を添付し社協会長に報告。また、年度内に実施したすべての事業について「地域福祉活動実績報告書」により社協会長に報告。



※地域福祉活動費助成の詳細は要項等を参照してください。

ずっと一緒に地域づくりをしたいけれど…

7 引き継ぎについて

ハンドブックをご覧いただきありがとうございます。地域福社会長・福祉推進員を交代される際の活動の引き継ぎについては、「改選時の確認事項」(別資料)でこれまでの活動を振り返りながら、是非とも次になる方と直接会っていただき、引き継ぎを行っていただければと思います。また、社協へお声がけいただければ一緒に引き継ぎのお手伝いをさせていただきます。

【引き継ぐものリスト (参考)】

- ①おらほの支えあいマップ "わくや"
※地域福社会長のみです。必ず引き継いでください。
- ②わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集
- ③これまで実施した見守りやサロンに関する資料 等



地域福社会長・福祉推進員ハンドブック

発行：令和 3年 4月 (第2版)

平成 31年 4月 (初版)

発行元：社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192

TEL：0229-43-6661 FAX：0229-43-6670

Mail：chiiki@wakuya-sfk.net